

## 制度を利用できる方（創業支援資金を除く）

次の要件を満たしている方が利用できます。ただし、制度により、追加の要件があります。

### 1. 世田谷区内で事業を営む中小企業者（※1）

法人	世田谷区内に本店登記所在地があり、同一事業を1年以上営んでいること。
個人	世田谷区内に住所または主たる事業所（全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等）があり、同一事業を1年以上営んでること。

#### ● 特定非営利活動法人（NPO 法人）について

特定非営利活動法人（NPO 法人）も融資あっせん制度が利用できます。なお、小口零細資金・創業支援資金など、対象とならない制度もあります。

### 2. 申告・納付すべき税を滞納していないこと

法人	法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと
個人	住民税及び個人事業税を滞納していないこと（7 頁参照）

### 3. 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

保証対象外の業種・業態
農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、非営利団体（NPO を除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業態

### 4. 許認可等を必要とする業種においては、その許認可等を受けていること

### 5. 融資あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ、資金及び資金に係る利子につき十分な返済能力を有すること

#### （※1）業種別あっせん利用が可能な中小企業者

業種 (原則として日本標準産業分類の業種による)	会社・個人事業者等 (資本金・従業員数のいずれか一方)		NPO 法人 (従業員数のみ)
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3 億円以下	300 人以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	100 人以下
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下	100 人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下	300 人以下

#### ● 従業員数について

常時使用する従業員の人数です。家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員に含みます。